

電力供給契約書

- 1 件 名 印西市役所庁舎外 17 施設で使用する電力の供給
- 2 履行場所 印西市役所庁舎外 17 施設
- 3 履行期間 平成 31 年 3 月 1 日から平成 32 年 2 月 29 日まで
(地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約)
- 4 契約区分 単価契約
- 5 料金単価 1 月の基本料金及び電力量料金を算定する際の料金単価は、別添「電力供給契約単価表」のとおり
- 6 支払方法 毎月後払い
- 7 契約保証金 免除
- 8 特約条項
 - (1) 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る印西市の歳出予算が減額又は削除された場合は、印西市は、本件契約を変更し、又は解除することができるものとする。
 - (2) この契約締結後、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）等の改正によって、消費税額等の額に変動が生じた場合は、発注者は、この契約を変更することなく、消費税等加算前の契約約款第 3 条に規定する契約代金額に相当する額に消費税額等を加減して支払うものとする。

上記の契約について、発注者 印西市 と受注者 とは、
おののお対等な立場における合意に基づいて、別添の約款の条項（特約条項がある場合、
それを含む。）によって電力供給契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、当事者双方記名押印のうえ、各自 1 通を保有するものとする。

平成 年 月 日

発注者 千葉県印西市大森 2 3 6 4 番地 2
印西市
印西市長 板倉 正直

受注者 住所
商号又は名称
代表者職氏名

電力供給契約単価表

月	基本料金単価 (円／kW) (税込)	電力量料金単価 (円／kWh) (税込)
平成 31 年 3 月	円	円
平成 31 年 4 月	円	円
平成 31 年 5 月	円	円
平成 31 年 6 月	円	円
平成 31 年 7 月	円	円
平成 31 年 8 月	円	円
平成 31 年 9 月	円	円
平成 31 年 10 月	円	円
平成 31 年 11 月	円	円
平成 31 年 12 月	円	円
平成 32 年 1 月	円	円
平成 32 年 2 月	円	円

注 1) 上記、それぞれの単価は、各施設共通単価とする。

注 2) 上記に含む税は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法第 72 条の 82
及び第 72 条の 83 の規定に基づき算出する額とする。

電力供給契約約款

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書等（別添の内訳書、仕様書、現場説明書及びこれらの図書に対する質問回答書並びにこれらの図書に準ずるものをいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び仕様書等を内容とする電力供給契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）の定める長期継続契約とするものとし、受注者は、この約款及び仕様書等に基づき、契約書記載の供給期間中に、発注者の供給場所で使用する電力を需要に応じて供給し、発注者は、受注者にその契約代金を支払うものとする。
- 3 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。
- 4 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 5 この契約の履行に関して発注者受注者間で用いる言語は、日本語とする。
- 6 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 7 この契約の履行に関して発注者受注者間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによるものとする。
- 8 この契約の履行に関して契約代金額を算定する場合の単位及びその端数処理は、仕様書に定めるところによるものとする。
- 9 この契約の履行に関して発注者受注者間で用いる用語は、特別の定めのある場合を除き、電気事業法（昭和39年法律第170号）の定めるところによるものとする。
- 10 この約款及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 11 この契約における年の表示は、新元号に移行した後は、新元号による応当年の表示に読み替えるものとする。
- 12 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 13 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立については、専属管轄を除くほか、発注者の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

(内訳書)

- 第2条 受注者は、この契約書を提出する際に仕様書等に基づいて、内訳書を作成し、発注者に提出しなければならない。

(契約代金)

- 第3条 第1条第2項に規定する契約代金とは、契約電力に基本料金単価を乗じて得た金額（以下「基本料金」という。）に、当該月における使用電力量に電力量料金単価を乗じて得た金額を加算した額（本体料金）に、当該地域の旧一般電気事業者が需要家に適用する燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金（当該金額に円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てた金額とする。）を加えた金額とする。
- 2 前項の基本料金は契約基本料金単価に契約電力を乗じて算出するものとするが、当該月の力

率が85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき基本料金を1パーセント割増しするものとする。

- 3 第1項に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金は、当該地域を管轄する旧一般電気事業者が定める標準供給条件による。

(権利義務の譲渡の制限)

第4条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(条件変更等)

第5条 受注者は、契約の履行に当たり、仕様書等の表示が明確でないこと若しくは供給場所の状態、履行上の制約等仕様書等に示された自然的又は人為的な履行条件と実際の供給場所の状態が一致しないこと等を発見したときは、直ちに、その旨を発注者に通知し、その確認を求めなければならない。

- 2 発注者は、前項の確認を求められたとき、又は自ら前項の事実を発見した場合は、受注者の立会いの上、直ちに、調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに調査を行うことができる。

- 3 発注者は、前項の規定による調査について、受注者の意見を聴いた上、当該調査の結果（これに対して執るべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、当該調査の終了後14日以内に、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者は、当該期間内に受注者に通知することができないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。

- 4 前項の調査の結果、第1項の事実が発注者及び受注者によって確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、仕様書等を訂正し、又は変更しなければならない。

- 5 前項の規定により仕様書等の訂正又は変更を行った場合において、発注者は、必要があると認められるときは供給期間又は契約金額を変更し、受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(仕様書等の変更)

第6条 発注者は、前条第4項に定めるものを除くほか、必要があると認めるときは、仕様書等の変更の内容を受注者に通知して、仕様書等を変更することができる。

- 2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは供給期間又は契約代金を変更し、受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(代替方法等の提案)

第7条 受注者は、仕様書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき仕様書等の変更を提案することができる。

- 2 発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、仕様書等の変更を受注者に通知しなければならない。
- 3 発注者は、前項の規定により仕様書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、供給期間又は契約代金を変更しなければならない。

(契約の履行の一時中止)

- 第8条 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災その他の自然的若しくは人為的な事象（以下「天災等」という。）であつて、受注者の責めに帰することができないものにより、契約の履行のために必要な施設等に損害を生じ、若しくは供給場所の状態が変動したため、受注者が契約を履行できないと認められるときは、発注者は、契約の履行の一時中止の内容を直ちに受注者に通知して、契約の履行の全部又は一部を一時中止させなければならない。
- 2 発注者は、前項に定めるものを除くほか、必要があると認めるときは、契約の履行の全部又は一部を一時中止させることができる。
 - 3 発注者は、前2項の規定により契約の履行を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは供給期間又は契約代金を変更し、受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(供給期間の短縮)

- 第9条 発注者は、特別の理由により供給期間を短縮する必要があるときは、受注者に対して、供給期間の短縮を求めることができる。
- 2 前項の場合において、発注者は、必要があると認められるときは契約代金を変更し、受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(供給期間の変更の方法)

- 第10条 第5条第5項、第6条第2項、第7条第3項、第8条第3項、前条第1項の規定による供給期間の変更については、発注者受注者協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から14日以内に当該協議が成立しない場合には、発注者は、供給期間を変更し、受注者に通知するものとする。
- 2 前項の協議の開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知する。

(契約代金等の変更の方法)

- 第11条 第5条第5項、第6条第2項、第7条第3項、第8条第3項、第9条第2項の規定による契約代金の変更については、当該契約締結時の価格を基礎として、発注者受注者協議して定める。ただし、協議開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、発注者は、契約代金を変更し、受注者に通知するものとする。
- 2 前項の協議の開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。
 - 3 第5条第5項、第6条第2項、第7条第3項、第8条第3項、第9条第2項、第13条第4項、第14条ただし書の規定により発注者が負担する費用の額については、発注者受注者協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく契約代金の変更)

第12条 特別な要因により供給期間内に主要な材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、契約代金が不適當になったと認められるときは、発注者又は受注者は、契約代金の変更を求めることができる。

2 予期することのできない特別の事情により、供給期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、契約代金が著しく不適當となったときは、発注者又は受注者は、前項の規定にかかわらず、契約代金の変更を求めることができる。

3 前2項の規定による請求があった場合において、当該契約代金の変更については、発注者受注者協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、発注者は、契約代金を変更し、受注者に通知するものとする。

4 前項の協議の開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。

(臨機の措置)

第13条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置を執らなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ、発注者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 受注者は、前項の場合においては、その執った措置の内容について発注者に直ちに通知しなければならない。

3 発注者は、災害の防止その他契約の履行上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置を執ることを請求することができる。

4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置を執った場合は、当該措置に要した費用のうち、受注者が契約代金の範囲内において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者がこれを負担する。

(一般的損害)

第14条 契約の履行について生じた損害(電力の供給に付帯する工事の施行等によるものに限る。

第15条第1項又は第2項に規定する損害を除く。)は、受注者の負担とする。ただし、当該損害のうち発注者の責めに帰すべき理由により生じたものについては、発注者がこれを負担しなければならない。

(第三者に及ぼした損害)

第15条 契約の履行について第三者に損害(電力の供給に付帯する工事の施行等によるものに限る。)を及ぼしたときは、次項に定める場合を除き、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき理由により生じたものについては、発注者がこれを負担しなければならない。ただし、受注者がその指示が不適當であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

2 契約の履行に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害(電力の供給に付帯する工事の施行等によるものに限る。)を及ぼしたと

きは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち電力の供給に付帯する工事の施行等につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者がこれを負担しなければならない。

- 3 前2項の場合その他契約の履行について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者受注者協議してその処理解決に当たるものとする。

(契約代金の変更に代える仕様書等の変更)

第16条 発注者は、第5条第5項、第6条第2項、第7条第3項、第8条第3項、第9条第2項、第11条第1項若しくは第2項、第13条第4項又は第14条の規定により契約代金を変更すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、変更すべき契約代金又は負担すべき費用の全部又は一部に代えて仕様書等を変更することができる。この場合において、仕様書等の変更の内容は、発注者受注者協議して定める。ただし、協議開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、発注者は、仕様書等の変更の内容を定め、受注者に通知するものとする。

- 2 前項の協議の開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知する。

(使用電力量等の計量)

第17条 計量日は、受注者発注者協議のうえ定めるものとし、受注者は、計量日に計量器に記録された値を読み取り、使用電力量等を算定し、発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに契約の履行を確認しなければならない。
- 3 計量器の故障又は受注者の責めによって使用電力量等を正しく計量できなかった場合は、過去の実績等を参考とし、発注者受注者協議して使用電力量等を算定するものとする。

(契約代金の支払)

第18条 受注者は、前条第2項の確認又は第3項の算定の終了後、発注者に供給済の電力量等に相応する契約代金の支払いを仕様書等に定めるところにより1月毎に請求することができる。

- 2 発注者は、第1項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に供給済の電力量等に相応する契約代金を支払わなければならない。
- 3 発注者は、前項の期間内に料金を支払わなかった場合には、遅延利息として期間満了日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払い金額に対し、年2.7%を乗じて計算した金額を受注者に支払うものとする。ただし、その金額に1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

(供給の保証にかかる費用の負担)

第19条 受注者が旧一般電気事業者との接続供給契約により電力の供給を行う場合、接続供給契約により生じる債務(発注者の責めに帰すべき理由により生じた債務は除く。)は、受注者が負担するものとする。

(かし担保)

第20条 発注者は、供給された電力にかしがあるときは、受注者に対して、当該かしの修補又は当該の修補に代え、若しくは当該修補とともに損害の賠償を求めることができる。ただし、当該かしが重要でなく、かつ、当該修補に過分の費用を要するときは、発注者は、当該修補を求めることができない。

2 前項の規定によるかしの修補又は損害賠償の請求は、当該電力の供給を受けた日から1年以内に行わなければならない。ただし、当該かしが受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は10年とする。

3 前項の規定にかかわらず、かし担保期間について仕様書等で別段の定めをした場合は、その定めるところによる。

4 第1項の規定は、供給された電力のかしが発注者の指示により生じたものであるときは、これを適用しない。ただし、受注者がその指示が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(契約が履行されなかった場合における損害の負担)

第21条 受注者の責めに帰すべき理由により、契約の全部又は一部が履行されなかったことにより、発注者に損害が生じたときは、受注者はその損害を負担しなければならない。

2 受注者の所有する設備管理上のかし等、受注者の責めに帰すべき理由により電気の供給が不能となった場合においても、受注者は代替手段をもって供給を継続するものとする。また、それらに掛る費用は受注者の負担とする。

(談合等不正行為に対する措置)

第21条の2 受注者は、この契約に関して、次のいずれかに該当するときは、契約代金の10分の2に相当する額を損害賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない

(1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成員となる同法第2条第2項の事業者団体が同法第8条第1項第1号の規定に違反したとして、同法第49条第1項に規定する排除措置命令(排除措置命令がされなかった場合にあっては、同法第50条第1項に規定する納付命令)又は同法第66条第4項の審決が確定したとき(受注者が同法第77条第1項の規定により、当該審決の取消しの訴えを提起したときを除く。))。

(2) 受注者が、前号の審決に対し、独占禁止法第77条第1項(注4)の規定による審決の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて請求の棄却若しくは訴えの却下の判決が確定したとき、又は受注者が当該訴えを取り下げたとき。

(3) 受注者(法人にあっては、その役員又は使用人)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の3又は独占禁止法第89条第1項に規定する刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約による電力の供給が完了した後においても同様とする。

(発注者の解除権)

第22条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 正当な理由なく、契約の履行をすべき期日を過ぎても電力の供給をしないとき。

- (2) その責めに帰すべき理由により、契約の履行の全部を完了する見込みが明らかにないと認められるとき。
- (3) 契約の履行に当たり、法令の規定による必要な許可又は認可等を失ったとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (5) 経営状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
- (6) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第3者の不正の利益を図る目的又は第3者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

- (7) 第24条第1項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

2 前項の規定によって契約を解除したとき、契約解除による損害を発注者が受けたときは、受注者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、賠償額は発注者受注者協議して定める。

3 第1項の規定によって、この契約が解除された場合においては、受注者は、発注者にその損失の補償を求めることができない。

4 第1項の規定により、この契約が解除された場合において、受注者は、契約代金（供給済の電力量等があるときは、これに相応する契約代金相当額を控除した額とする。）の10分の1に相当する金額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

第22条の2 発注者は、この契約に関して、受注者が第21条の2第1項に該当する場合は、この契約を解除することができる。

第23条 発注者は、契約の履行が完了しない間は、第22条第1項及び前条に規定する場合のほか、

必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(受注者の解除権)

第24条 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能になったとき。

- 2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

(解除に伴う措置)

第25条 発注者は、前4条の規定によりこの契約が解除された場合においては、供給済の電力量等に相応する契約代金を受注者に支払わなければならない。

(相 殺)

第26条 発注者は、この契約に基づいて発注者が負う債務をこの契約に基づいて受注者が負う債務と相殺することができる。

(疑義の解決)

第27条 この約款及び仕様書等について疑義が生じた場合には、発注者受注者協議の上、解決するものとする。

(補 則)

第28条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者受注者協議して定める。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報（特定個人情報を含む。以下同じ。）を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(事務従事者への周知及び監督)

第3 受注者は、その事務に従事する者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知し、遵守するよう監督しなければならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第4 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

第5 受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な最小限の範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(個人情報の目的外利用及び提供の禁止)

第6 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務を処理するため以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写等の禁止)

第7 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から貸与された個人情報が記録された、文書、図画及び電磁的記録（以下「資料等」という。）を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 受注者は、この契約による事務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、発注者の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。また、承諾は書面によるものとする。

(資料等の返還等)

第9 受注者は、この契約による事務を処理するため発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等をこの契約の完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(特定個人情報を取り扱う事務従事者の明確化)

第10 受注者は、この契約による事務を処理するために特定個人情報を取り扱う事務従事者を報告しなければならない。

(特定個人情報の取扱いについての報告)

第11 受注者は、発注者から要求のあった場合は、特定個人情報の取扱いの遵守状況について、書面により報告しなければならない。

(特定個人情報の取扱いについての实地調査)

第12 発注者は、特定個人情報の取扱いについて、必要が生じた場合は、受注者の了解を得て、受注者の事業所を实地調査することができる。なお、調査にあたっては受注者の立会いを求めるものとする。

(事故発生時の報告)

第13 受注者は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。契約が完了し、又は解除された後においても同様とする。

(契約の解除及び損害賠償)

第14 発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

注

- 1 個人情報取扱事務の委託の実態に即して、適宜、必要な事項を追加し、又は不要な事項を省略するものとする。

行政情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、行政情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための行政情報の取扱いに当たっては、行政等の権利利益を侵害することのないよう、行政情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による事務に関して知り得た行政情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(事務従事者への周知)

第3 受注者は、その事務に従事する者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た行政情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、行政情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第4 受注者は、この契約による事務に係る行政情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の行政情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

第5 受注者は、この契約による事務を処理するために行政情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な最小限の範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(行政情報の目的外利用及び提供の禁止)

第6 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た行政情報を、当該事務を履行するため以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写等の禁止)

第7 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から貸与された行政情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 受注者は、この契約による事務を処理するための行政情報を自ら取り扱うものとし、発注者の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

(資料等の返還等)

第9 受注者は、この契約による事務を処理するため発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した行政情報が記録された資料等をこの契約の完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(事故発生時における報告)

第10 受注者は、この行政情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。契約が完了し、又は解除された後においても同様とする。

(契約の解除及び損害賠償)

第11 発注者は、受注者がこの行政情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

注

- 1 行政情報取扱事務の委託の実態に即して、適宜、必要な事項を追加し、又は不要な事項を省略するものとする。

情報セキュリティ特記事項

(行政情報の管理及び取扱い)

第1 受注者は、行政情報を取り扱うシステムにパスワード等によるアクセス制限を行わなければならない。

(記録媒体の管理)

第2 受注者は、行政情報を記録した取り外し可能な記録媒体を保管する場合、外部からの脅威にさらされないよう施錠ができるなど安全な場所に保管し、適切に管理しなければならない。

(記録媒体の処分)

第3 受注者は、記録媒体が磨耗等により不要となった場合は、当該媒体に記録されている行政情報をいかなる方法によっても復元できないように消去等を行った上で廃棄しなければならない。

第4 受注者は、行政情報を記録した記録媒体の廃棄は、廃棄を行った日時、担当者及び処理内容を記録し、発注者に報告しなければならない。

(情報システムの搬入・搬出)

第5 受注者は、機器等を搬入・搬出する場合は、あらかじめ既存情報システム等に対する安全性について、可能である場合には調査し、発注者に報告するものとする。

なお、調査が困難である場合には、発注者に確認する等適切な対応を行うものとする。

第6 機器等の搬入・搬出には、発注者及び受注者が立ち会うものとする。

(設置に係わる事項)

第7 受注者は、停電及び電圧異常等によりデータ等が破壊され、業務処理に支障を来す恐れのある情報システムの機器の電源は、当該機器を適切に停止するまでの間に必要な電力を供給する容量の予備電源を備え付ける等の措置を講じなければならない。

第8 受注者は、配線が傍受又は損傷等を受けることがないように可能な限り必要な措置を講じなければならない。

第9 受注者は、設置する情報システム等の動作に影響を及ぼさない場所を考慮し、設置しなければならない。

第10 受注者は、設置する情報システム等を盗難より防止するための物理的措置を講じなければならない。

第11 受注者は、情報システムを市の施設以外に設置する場合は、発注者の許可を得ると共に、情報セキュリティ対策を講じなければならない。

(作業に係わる事項)

第12 受注者は、機器等の管理及び保守に従事させる者を発注者の許可を得て、その設置場所に立ち入らせる場合には、必ず身分証明書を携帯させなければならない。また発注者から身分証明書の提示を求められた場合には、提示しなければならない。

第13 受注者は、業務目的以外での情報システムの使用を行ってはならない。

第14 受注者は、成果品（保守の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、発注者の承認を得たときは、この限りでない。

第15 受注者は、発注者の許可を得ずに、記録媒体等を執務室外に持ち出してはならない。

第16 受注者は、発注者の許可を得ずに、情報システムの機器を執務室外に持ち出してはならない。

第17 受注者は、いかなる場合にも知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(パスワード等の管理)

第18 受注者は、自己の保有するパスワードについて、不用意にもらしたりメモを作ったりしないようにするなど、パスワードの秘密保持に努めなければならない。

第19 受注者は、ICカード又はユーザーID等を適切に管理しなければならない。

(仕様書等の管理)

第20 受注者は、当該システムの仕様書等を最新の状態にしなければならない。また、システムの仕様変更等の処理を行った場合は、その記録を作成し、発注者に報告しなければならない。

(侵害記録の作成)

第21 受注者は、当該システムに侵害が発生した場合は、その記録を作成し、発注者に報告しなければならない。

(発注者以外のネットワークとの接続)

第22 受注者は、当該情報システムを発注者以外のネットワークとの接続する場合、ネットワーク構成、機器構成及び情報セキュリティレベル等を詳細に検討し、情報資産に影響が生じないことを確認したうえで、発注者の許可に基づき接続しなければならない。

第23 受注者は、発注者以外のネットワークとの接続を行うことでネットワークの安全性が脅かす

れることの無いようにセキュリティ対策に努めなければならない。

第24 受注者は、接続した発注者以外のネットワークの情報セキュリティに問題が認められた場合には、速やかに当該ネットワークを物理的に遮断しなければならない。

第25 受注者は、発注者のネットワークの情報セキュリティに問題が認められた場合には、速やかに当該ネットワークを、発注者以外のネットワークから遮断しなければならない。

(情報システムの追加・変更)

第26 受注者は、情報システムのソフトウェアを追加・変更する場合は、情報セキュリティ上問題にならないかどうか確認後、発注者の許可を得なければならない。

第27 受注者は、ソフトウェアを追加・変更する場合は、既に稼動している情報システムに接続する前に十分な試験を行わなければならない。

(情報システムの変更管理)

第28 受注者は、情報システムを追加、変更した場合は、その際の設定・構成等の履歴を記録・保存し、必要な場合には復旧できるようにしなければならない。

(情報システムの保守及び更新)

第29 受注者は、情報システムに情報セキュリティに関する不具合が生じた場合は、速やかに対応を行わなければならない。

第30 受注者は、情報システムのソフトウェアの更新については、計画的に実施しなければならない。

(機器の修理及び廃棄)

第31 受注者は、情報システムの機器を修理する場合、又は貸借期限終了等により廃棄する場合、可能な範囲でバックアップを取らなければならない。

第32 受注者は、情報システムの機器を修理により、市の施設外に機器を持ち出す場合、記録媒体内の全ての行政情報を消去しなければならない。なお、行政情報の消去が難しい場合は、発注者の立ち会いのもと、市の施設内において作業を行わなければならない。

第33 受注者は、貸借期限終了等により廃棄する場合は、記録媒体内の全ての行政情報を消去しなければならない。

(機器構成の変更)

第34 受注者は、情報システムの機器の増設・交換を行う必要がある場合には、発注者の許可を得なければならない。

(ウイルス対策)

第35 受注者は、情報システムにウイルス対策ソフトを導入しなければならない。

第36 発注者は、ウイルスチェック用のパターンファイルを常に最新のものに更新しなければならない。

第37 受注者は、ウイルスに関する情報の収集に努め、当該情報システムに影響を及ぼす可能性がある場合には、その情報を発注者に伝え、注意を喚起しなければならない。

第38 発注者は、当該情報システムにおいて、コンピュータウイルスが発見されたときは、速やかに受注者に報告しなければならない。

(不正アクセス対策)

第39 発注者は、情報システムのセキュリティに関する情報を常に収集し、受注者より修正プログラムの提供があった時は、速やかに対応しなければならない。

第40 発注者は、情報システムに不正アクセスの疑いがある場合には、受注者に報告しなければならない。なお、このとき、受注者は適切な措置を講じなければならない。

(法令等遵守)

第41 受注者は、以下の法令等を遵守する。

(1) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）

(2) 著作権法（昭和45年法律第48号）

(3) 行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律（昭和63年法律第95号）

(4) 本市個人情報保護条例（平成12年印西市条例第25号）

暴力団排除等に係る契約解除と損害賠償に関する特約

(総則)

第1条 この特約は、この特約が添付される契約と一体をなす。

(表明確約)

第2条 契約の相手方（以下「受注者」という。）は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。以下同じ。）の役員等（個人である場合はその者を、法人である場合にはその代表者、非常勤を含む役員、その支店若しくは営業所を代表する者又は経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定するものをいう。以下同じ。）である。
- (2) 法人等の役員等が、自己、自社若しくは第三者に不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。）又は暴力団員を利用するなどしている。
- (3) 法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- (4) 法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。
- (5) 法人等の役員等が、暴力団、暴力団員又は第1号から第4号に該当する法人等であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている。

2 受注者は、前項各号のいずれかに該当する者を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）受任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）及び下請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。）としないことを確約する。

(暴力団等排除に係る解除及び賠償)

第3条 印西市（以下「発注者」という。）は、契約の定めるところの暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者により契約を解除した場合は、これにより生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

(関係機関への照会)

第4条 発注者は、暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者の排除を目的として、必要と認める場合には、受注者に対して、受注者又はこの契約の下請負人等の役員等についての名簿その他の必要な情報の提供を求めることができる。

2 発注者は、受注者から提供された情報を所轄の警察署に提供することができる。

3 受注者は、発注者が前項に基づき警察署へ情報の提供をすることについて、承諾するものとする。

(工事若しくは業務妨害又は不当要求に対する措置)

第5条 受注者は、契約の履行に当たり、以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者から工事若しくは業務妨害又は不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。
- (2) 受注者は、自ら又は下請事業者が暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者から業務妨害又は不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、受注者に速やかに報告するよう当該下請業者を指導すること。また、下請業者から報告を受けた際は、速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

(遵守義務違反)

第6条 発注者は、受注者が前条に違反した場合は、印西市建設工事等暴力団対策措置要綱（平成19年5月2日告示第95号）の定めるところにより、指名停止の措置を行う。受注者の下請事業者が報告を怠った場合も同様とする。